

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成 16 年 3 月 31 日

各 位

3月社長記者会見

1. 四半期財務情報の開示の充実に係る「適時開示規則」等の一部改正について
<資料1 参照>
2. 適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う「上場手数料等に関する規則」等の一部改正について
<資料2 参照>
3. 安定操作取引規制の適用除外行為の追加等に伴う「業務規程」等の一部改正について
<資料3 参照>
4. 一般振替DVP制度の開始等に伴う「受託契約準則」等の一部改正について
<資料4 参照>
5. 店頭売買有価証券市場における制度信用取引の導入に伴う「信用取引口座設定約諾書」の一部改正について
<資料5 参照>

以 上

四半期財務情報の開示の充実に係る適時開示規則等の一部改正について

平成16年3月31日

株式会社名古屋証券取引所

改正趣旨

投資者が上場会社の経営成績・財政状態に関する有用な情報を得ることを可能とするため、上場会社は「四半期財務・業績の概況」を開示するものとするなど、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

改正概要

上場会社は、第1四半期及び第3四半期における「四半期財務・業績の概況」（企業集団の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報）を開示するものとする。

適時開示の実務上、売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本（純資産）並びに四半期財務情報の作成に当たっての基本的な考え方等の開示を求めることとする。

（備考）

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第3項等

施行日

平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。

以 上

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う 上場手数料等に関する規則等の一部改正について

平成16年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

改正趣旨

適時開示情報伝達システム（以下、TDnetという。）の構築・運営に係る費用のうち実費相当分を利用料として上場会社に負担していただくため、「上場手数料等に関する規則」の一部改正などを行うものとする。

改正概要

1. TDnet利用料の徴収

当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、TDnet利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。

2. その他

いわゆるテクニカル上場に係る上場手数料について全額免除することができることとするなど、その他所要の改正を行う。

（備 考）

・上場手数料等に関する規則第3条第3項、同条第4項

・上場手数料等に関する規則第2条第2項第3号等

施行日

平成16年4月1日から施行する。

以 上

安定操作取引規制の適用除外行為の追加等に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成16年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

改正趣旨

今回の改正は、現行、空売り規制の適用除外となっている新株引受権証書及び株券預託証券による裁定取引及びヘッジ取引並びにVWAP取引の事前ヘッジについて、安定操作期間中の自己買付けの適用除外行為に追加することとし、「業務規程」等について所要の改正を行う。

また、海外において行われる募集又は売出しにおける安定操作期間内の買付けの受託規制等について所要の整備を行うこととし、「取引の信義則に関する規則」の一部改正を行う。

改正概要

1. 元引受契約を締結する証券会社の自己買付け規制の適用除外行為の追加

- (1) 現在、新株予約権付社債券等を対象に行う株券との裁定取引・ヘッジ取引は自己買付け規制の適用除外行為となっているが、同様に新株引受権証書及び株券預託証券の裁定取引等についても適用除外行為とする。
- (2) 取引参加者があらかじめ顧客との間で立会外取引又は取引所外取引にて当日のVWAP（売買高加重平均価格）又はそれを目標値として有価証券を売付ける旨を約している場合に、当該売付数量の範囲内で行う自己買付け（あらかじめ設定したプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る）を適用除外行為として追加する。

2. 海外募集等に係る安定操作期間内の買付け受託規則等の整備

- (1) 取引参加者に対し、海外募集等における安定操作期間内（海外において申込みが終了する時の日本時間の日（当該時間が取引開始前である場合には前日）まで）に、元引受契約を締結する外国証券業者から安定操作以外の買付け（当該外国証券業者の計算による買付けに限る）と知りながら行う受託を禁止するほか、安定操作委託者として取引所に通知した取引参加者に対し、当該期間内の安定操作以外の自己買付けを禁止する。
- (2) ただし、上記のうち業務規程第67条に定める買付け（裁定取引・ヘッジ取引等）は適用除外とする。

3. 施行日

平成16年4月8日から施行する。

（備考）

・業務規程第67条第5号及び同6号

・業務規程第67条第14号

・取引の信義則に関する規則第7条

以上

一般振替DVP制度の開始等に伴う受託契約準則等の一部改正について

平成16年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

．一般振替DVP制度の開始に伴う規則改正について

1．趣旨

本年5月に証券保管振替制度の参加者間における株券等の決済に係る一般振替DVP制度が開始されることから、顧客が取引所取引の委託に係る取引参加者との間の決済について一般振替DVPを利用する場合の取扱いに関し、所要の規則改正を行う。

2．概要

- ・ 顧客が取引所取引の委託に係る取引参加者との決済について一般振替DVPを利用する場合は、顧客は、所定の時限までに、一般振替DVPに係る清算機関である株式会社ほふりクリアリングに有価証券の引渡し又は資金の支払いを行うものとする。
- ・ 非清算参加者と清算参加者との間の決済についても同様とする。

(備考)

- ・ 受託契約準則第14条等
- ・ 清算・決済規程第5条の2

．テクニカル上場の場合の決済物件に係る規則改正について

当取引所の上場会社が他の公開会社を吸収合併する場合(被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合で、被合併会社株券を提出すべきものとししない場合)、合併後最初に到来する事業年度末までの間、被合併会社株券を決済物件として取り扱うことができることとしているが、上場会社が吸収合併又は新設合併により解散し、合併会社が上場する場合においても、合併後最初に到来する事業年度末までの間、被合併会社株券を決済物件として取り扱うことができるものとする。

(備考)

- ・ 受託契約準則第10条等

．施行日

平成16年5月6日から施行する。

以上

店頭売買有価証券市場における制度信用取引の導入に伴う
「信用取引口座設定約諾書」の一部改正について

平成16年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年4月19日に店頭有価証券市場における信用取引制度が改正され、制度信用取引及び貸借取引等が導入されることに伴い、「信用取引口座設定約諾書」について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

	(備考)
(1) 店頭有価証券市場における制度信用取引及び貸借取引等の導入に伴う改正	
a (貸出規程の制約)について、 <u>協会</u> という文言を追加することとする。	・第6条
b (買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理)について、 <u>登録銘柄の信用取引</u> という文言を削除することとする。	・第7条
(2) その他所要の改正	
証券会社は、顧客からの承諾を得た場合には、顧客の届出事項の変更に係る届出(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)等を書面の受入れに代えて、電磁的方法により行うことができることとする。	・第25条

3. 施行日

この改正規定は、店頭売買有価証券市場における制度信用取引等の導入時期に併せ、平成16年4月19日から施行する。

以上